【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年7月27日
【発行者名】	Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒尾 耿介
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	岩松 覚
【電話番号】	03-3434-6630
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア・ダブルプレミア・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アジア・ダブルプレミア・ファンド
ただし、愛称として「龍虎」という名称を用いることがあります。
（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
当ファンドは、格付を取得していません。
当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(１１)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者（以下「委託会社」ということがあります。）であるＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。
※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たりに換算した価額で表示されます。）。
基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）ないしは下記にお問い合わせください。

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）
インターネットホームページ　http://www.tdasset.co.jp/

（５）【申込手数料】

3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。
申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

収益分配金の受取方法により、申込には、収益の分配時に収益分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。申込単位および取扱いコースは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成22年7月28日から平成23年7月27日まで
なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述の「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める払込期日までに、申込代金（発行価格に申込口数を乗じて得た金額に申込手数料（税込）を加算した額をいいます。以下同じ。）をお申込いただきます販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託者（以下「受託会社」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述の「（４）発行（売出）価格」の照会先をご参照ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①日本以外の地域における発行はありません。

②振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(１１)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(１１)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、中華圏株式マザーファンドおよびＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産（　） 資産複合

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　）	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり （　）
不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式）） 資産複合（　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

その他資産(投資信託証券（株式））
目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて主に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回
目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア／エマージング
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジアのエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド
目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし
目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※上記は社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき掲載しています。上記以外の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/ ）をご参照ください。

③ファンドの特色

- 世界中の注目を集めるアジアの中でも特に高い成長を誇る「中華圏」を中心に、同地域との経済の結びつきを強める「ASEAN地域」へも投資を行います。
- 中国、ASEAN地域最大規模の金融グループに属する運用会社が成長性の高い銘柄を選択します。
- 消費関連、インフラ整備など、今後高い成長が期待できるセクターに焦点を当てて投資します。
- 原則として為替ヘッジは行いません。

※国旗に色付けをした各国は、当資料作成時点での投資対象予定国(当該国・地域にて事業を行う企業を含む)

国別資産配分比率

参考ポートフォリオ

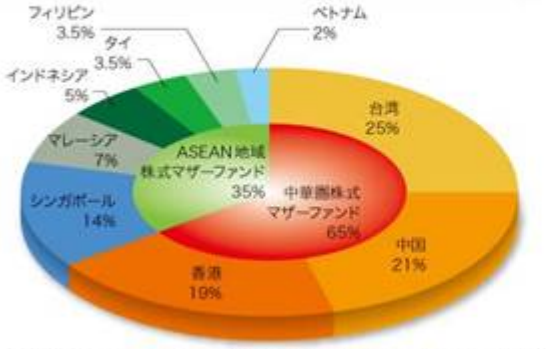

（注）参考ポートフォリオとは、当資料作成時点でのモデルポートフォリオです。
実際のポートフォリオとは異なる場合がありますのでご注意ください。

アジア・ダブルプレミア・ファンドは、ファミリーファンド方式にて
・中華圏株式マザーファンド
（投資顧問会社：国泰君安アセット（アジア））
・ASEAN地域株式マザーファンド
（投資顧問会社：DBSアセットマネジメント）
の２つのマザーファンド（以下、各ファンドといいます）に投資します。

■ 各ファンドの基本構成比
① 中華圏：65%（約2/3）程度
組入銘柄数20～40銘柄程度
② ASEAN地域：35%（約1/3）程度
組入銘柄数30～50銘柄程度

■ 各ファンドの基本構成比は原則１年ごとに見直しを行います。

■ 各ファンドの基本構成比からの乖離が一定水準を超えた場合、随時リバランスを行います。

マザーファンドの運用は、下記に委託します。

国泰君安アセット（アジア）／中華圏株式マザーファンドの投資顧問会社

◆銘柄選定◆

企業のリサーチ力で高い評価を得ている国泰君安証券グループの調査力をフルに活用

定性面・定量面両方からのアプローチによる、中華圏企業の徹底調査

◆運用方法◆

現地運用会社のメリットを最大限に活用

中国におけるマクロ経済、種々の産業における成長トレンド、投資市場の状況を分析した結果に基づき投資

※主要な関連会社のみを記載しております。

国泰君安証券【上海】

中国全国に支店を有する中国有数の総合証券会社です。

香港、上海、深センにリサーチ部門の拠点を有しており、マクロ経済分析、政策分析別企業分析について高い評価を得ています。

また、中国株の中でも日本人を含む外国人に取引を開放しているＢ株取引に特に強みを持っています。

国泰君安アセット（アジア）【香港】

中国名：国泰君安資産管理（香港）有限公司

国泰君安証券（本社：上海）が、海外からの中国株への資金導入を目的として1995年８月に香港に設立した100%出資の運用子会社。中国有数の「国泰君安」の知名度とグループ会社のリサーチ力、大陸で培った強固なネットワークを活用した中国株式の運用に強みを持っています。

DBSアセットマネジメント／ASEAN地域株式マザーファンドの投資顧問会社

◆銘柄選定◆

ASEAN地域のトップクラスであるDBS銀行グループ（元Development Bank of Singapore：シンガポール開発銀行）の子会社であるDBSアセットマネジメントがASEAN企業の銘柄を選定

◆運用スタイル◆

個別企業のボトムアップ調査を中心に、トップダウンによるカントリーアロケーションやセクター判断を加味して運用

DBS銀行

DBS銀行はシンガポールに本社を置く、アジア最大級の銀行で、16の国と地域で営業を行っています。

DBSアセットマネジメント

DBSアセットマネジメントは、DBS銀行100%出資の運用子会社です。1982年にシンガポールに設立された同社は、東南アジアで最も長い経験を有する運用会社の１つで、アジアの株式及びグローバル・アジア債券の運用に強みを持っています。

ASEAN地域における同社の拠点（グループ関係会社含む）は、同地域を広くカバーするリサーチ体制となっています。

④信託金の限度額は5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成19年4月27日 投資信託契約締結、当ファンドおよびマザーファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンド運営の仕組み図

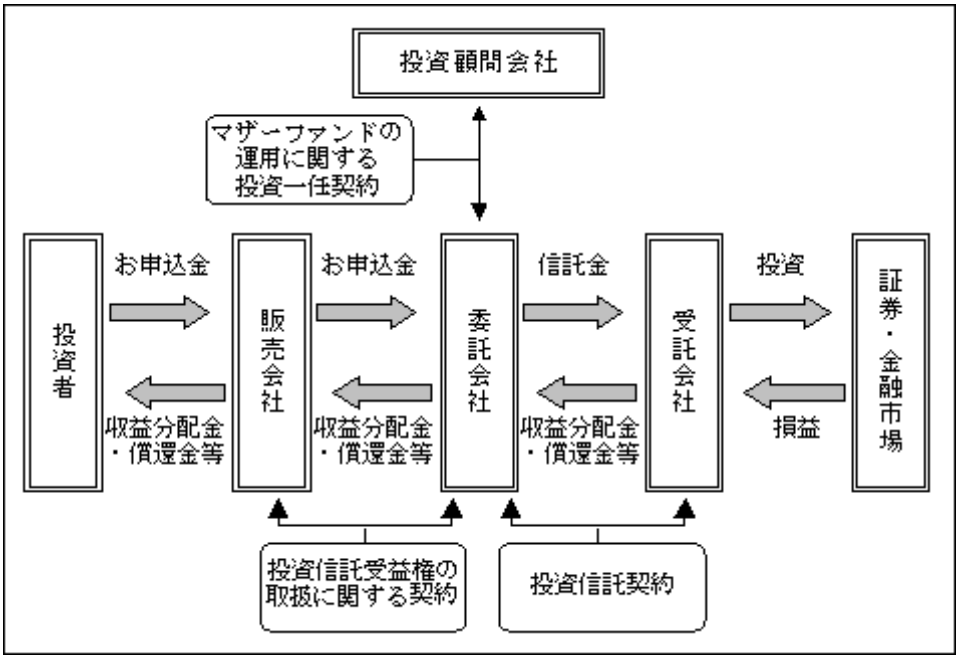

②ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。
ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。
ただし、ベビーファンドはマザーファンドのほか、株式等に直接投資を行うことができます。
また、当ファンド以外のファンド（ベビーファンド）が、当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合もあります。

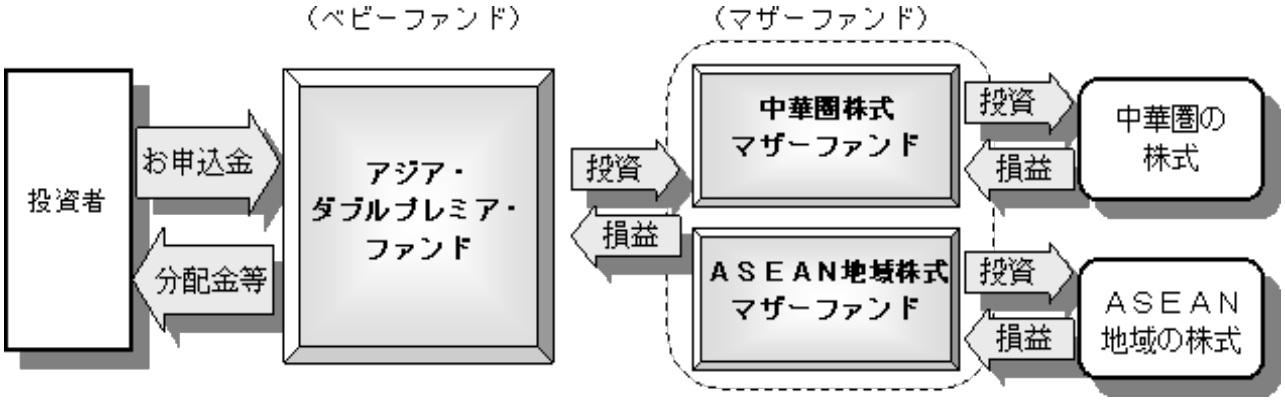

③委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割
（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

ａ．委託会社
Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
委託会社は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。
(1) 投資信託約款の届出
(2) 投資信託財産の運用指図
(3) 投資信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
(4) 目論見書および運用報告書の作成等

ｂ．受託会社
住友信託銀行株式会社

受託会社は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

(1) 投資信託財産の保管・管理・計算

(2) 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等

なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として投資信託財産の保管・管理業務等を行います。

ｃ．販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

(1) 受益権の募集・販売の取扱い

(2) 受益権の一部解約請求の取扱い

(3) 一部解約金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い

(4) 目論見書、運用報告書の交付等

ｄ．投資顧問会社

国泰君安資産管理(亞州)有限公司

(所在地：香港、「国泰君安アセット(アジア)」ということがあります。)

・国泰君安アセット(アジア)は、委託会社との間に締結した投資一任契約に基づき、委託会社より中華圏株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、主として香港、上海、深?および台湾の金融商品取引所の上場銘柄等に関する運用の指図を行います。

DBS Asset Management Limited

(所在地：シンガポール、「ＤＢＳアセットマネジメント」ということがあります。)

・ＤＢＳアセットマネジメントは、委託会社との間に締結した投資一任契約に基づき、委託会社よりＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、主としてＡＳＥＡＮ地域の金融商品取引所の上場銘柄等に関する運用の指図を行います。

※投資顧問会社は変更される場合があります。

④委託会社の概況

ａ．資本金

平成22年5月末日現在　　11億円

ｂ．会社の沿革

昭和55年12月19日　第一投信株式会社設立

同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

平成9年12月1日　社名を長期信用投信株式会社に変更

平成11年2月25日　大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

平成11年4月1日　社名を大同ライフ投信株式会社に変更

平成14年1月24日　投資顧問業者の登録

平成14年6月11日　投資一任契約に係る業務の認可

平成14年7月1日　ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

平成18年8月28日　社名をＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社に変更

平成19年3月30日　株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの直接子会社となる

平成19年9月30日　金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、

投資助言・代理業、投資運用業の登録

ｃ．大株主の状況

平成22年5月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100.00%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

①中華圏株式マザーファンドを通じて、香港、上海、深?および台湾の金融商品取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動が中華圏（中国・香港・台湾・マカオ）を中心に行われている企業の発行する株式で、他の株式市場の上場銘柄を実質的な投資対象とすることにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンドを通じて、ＡＳＥＡＮ地域の金融商品取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動がＡＳＥＡＮ地域を中心に行われている企業の発行する株式で、他の株式市場の上場銘柄を実質的な投資対象とすることにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

③各マザーファンドの組入比率は、概ね以下の比率を基本とします。

・中華圏株式マザーファンド　　65%程度
・ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド　　35%程度

なお、資産配分は原則1年ごとに見直しを行います。また、上記基本組入比率からの乖離が一定水準を超えた場合、随時リバランスを行います。

④銘柄選択に当たっては、中長期的な観点から今後高い成長が期待できる企業の発行する株式および相対的に割安な株式に投資します。

⑤株式の実質組入比率は、市況環境、資金動向等に応じて弾力的に変更します。

⑥実質外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。

⑦資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

①中華圏株式マザーファンドおよびＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンドを主要投資対象とします。

②この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
(1)有価証券
(2)デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条に定めるものに限ります。）
(3)金銭債権
(4)約束手形

ｂ．次に掲げる特定資産以外の資産
(1)為替手形

③委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．株券
ｂ．国債証券
ｃ．地方債証券
ｄ．特別の法律により法人の発行する債券
ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
ｆ．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
ｇ．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
ｈ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
ｉ．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
ｊ．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
ｋ．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
ｌ．コマーシャル・ペーパー
ｍ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権

証券

ｎ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ｏ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

ｐ．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

ｑ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

ｒ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

ｓ．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

ｔ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ｕ．貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ｖ．外国の者に対する権利でｕの有価証券の性質を有するもの

なお、ａの証券およびｎならびにｓの証券または証書のうちａの証券の性質を有するものを以下「株式」といい、ｂからｇまでの証券およびｎならびにｓの証券または証書のうちｂからｇまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ｏおよびｐの証券を以下「投資信託証券」といいます。

④上記③の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

ａ．預金

ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ｃ．コール・ローン

ｄ．手形割引市場において売買される手形

ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

ｆ．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

投資顧問会社の運用体制は以下の通りです。

国泰君安アセット（アジア）

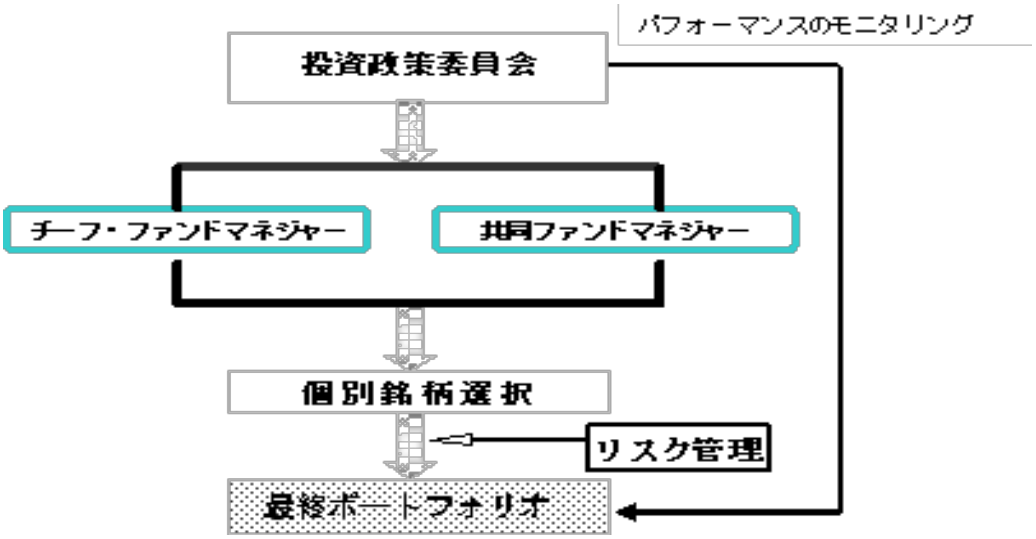

ＤＢＳアセットマネジメント

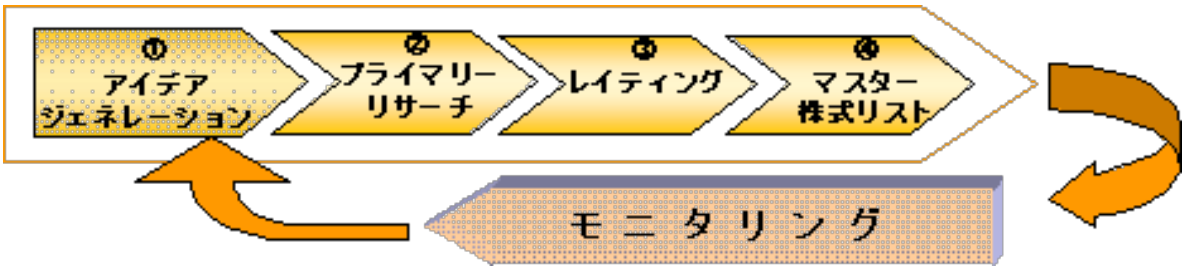

①アイデアジェネレーション

収集したデータ、財務データ等によるスクリーニングから、有望な企業をピックアップ。

②プライマリーリサーチ

①で選ばれた企業に対して独自の調査を実施し、収益モデルを作成する。

③レイティング

②の調査企業について、ビジネスモデルが成長性・安定性維持出来るかの吟味、ROE、成長性、利益率、バリュエーション相対評価および絶対評価によるレイティングを付与。

④マスター株式リスト

レイティングが付与された銘柄中心にポートフォリオマネージャーが投資可能なマスター株式リストを作成。

ポートフォリオはマスター株式リストの中からレイティングが高い銘柄中心に構築される。

委託会社の運用体制は以下の通りです。

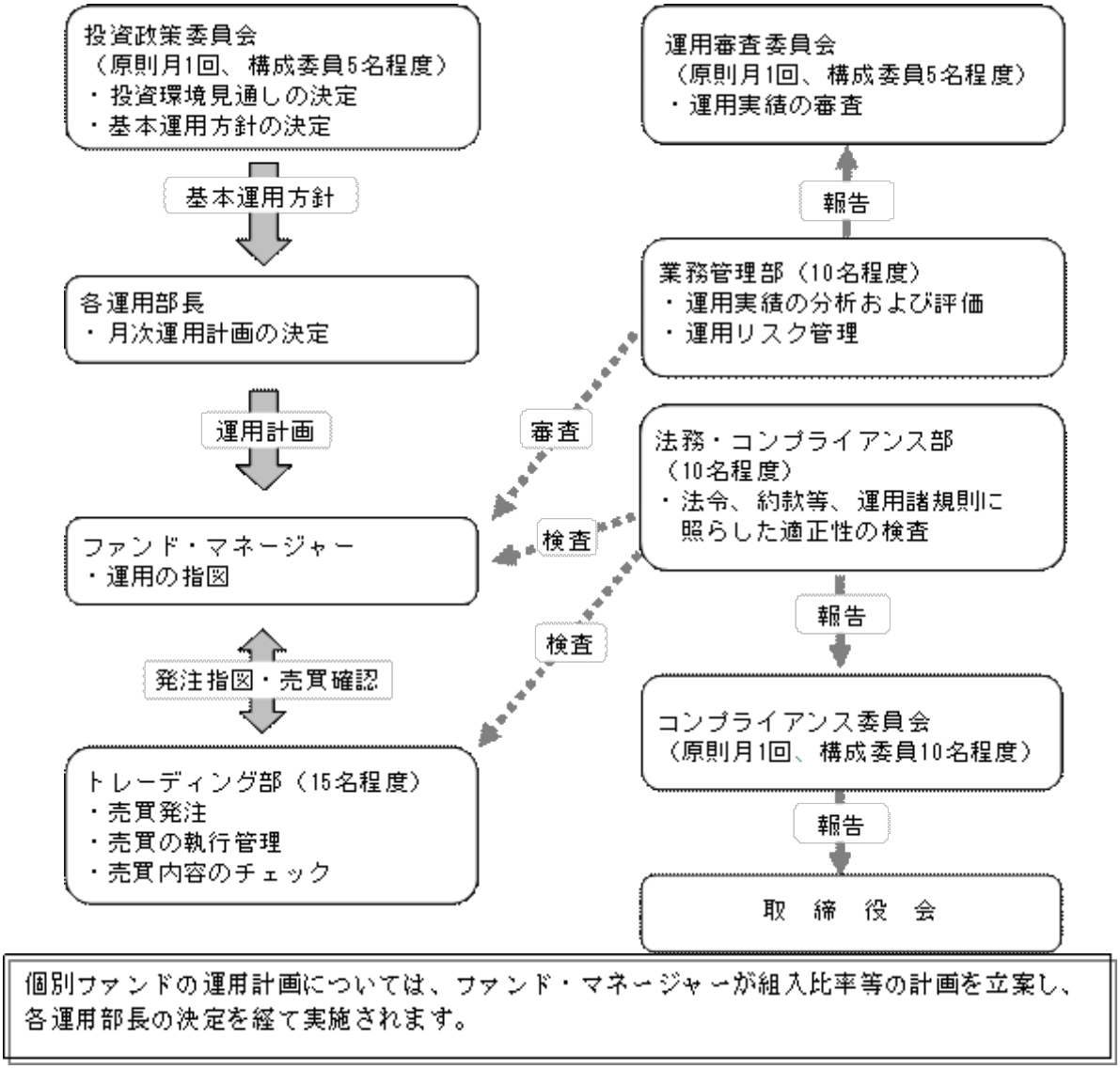

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成22年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

年1回、毎決算時（4月27日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。

②分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものでは

ありません。

③収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

④分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

自動継続投資コースをお申込の場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※みなし配当等収益とは、各マザーファンドの投資信託財産に係る配当等収益の額に各マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する各マザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

※毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

①当ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

ａ．株式への実質投資割合には制限を設けません。

ｂ．委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と各マザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｃ．委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と各マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｄ．委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と各マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ｅ．外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ｆ．(1)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(2)前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1.投資信託財産に属する株券の権利行使により取得する株券
2.株式分割により取得する株券
3.有償増資により取得する株券
4.売り出しにより取得する株券
5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

ｇ．(1)委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(2)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(3)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｈ．(1)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。

1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(2)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ｉ．委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額と各マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｊ．(1)委託会社は投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(2)一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(4)借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

※上記のａおよびｅにおける「実質投資割合」とは、当ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの投資信託財産に属する各資産の時価総額と各マザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。

※上記のｂからｄおよびｉにおける投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に、各マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

ａ．委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ｂ．委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）マザーファンドの概要

（１）投資方針

中華圏株式マザーファンド

①香港、上海、深?および台湾の金融商品取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動が中華圏を中心に行われている企業の発行する株式で他の株式市場の上場銘柄を投資対象とすることにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②銘柄選択に当たっては、中長期的な観点から今後高い成長が期待できる企業の発行する株式および相対的に割安な株式に投資します。

③株式の組入比率は、市況環境、資金動向等に応じて弾力的に変更します。

④価格変動リスクを低減するため、香港株式市場に上場されている株価指数先物取引等に投資する場合があります。

⑤外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。

⑥運用にあたっては、国泰君安アセット（アジア）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

⑦資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド

①ＡＳＥＡＮ地域の金融商品取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動がＡＳＥＡＮ地域を中心に行われている企業の発行する株式で他の株式市場の上場銘柄を投資対象とすることにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②銘柄選択に当たっては、中長期的な観点から今後高い成長が期待できる企業の発行する株式および相対的に割安な株式に投資します。

③株式の組入比率は、市況環境、資金動向等に応じて弾力的に変更します。

④外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。

⑤運用にあたっては、ＤＢＳアセットマネジメントに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

⑥資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

各マザーファンド共通です。

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ．次に掲げる特定資産

(1)有価証券

(2)デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、マザーファンド投資信託約款第22条に定めるものに限ります。）

(3)金銭債権

(4)約束手形

ｂ．次に掲げる特定資産以外の資産

(1)為替手形

②委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．株券
ｂ．国債証券
ｃ．地方債証券
ｄ．特別の法律により法人の発行する債券
ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
ｆ．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
ｇ．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
ｈ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
ｉ．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
ｊ．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
ｋ．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
ｌ．コマーシャル・ペーパー
ｍ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
ｎ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
ｏ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
ｐ．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
ｑ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
ｒ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
ｓ．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
ｔ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
ｕ．貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
ｖ．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、ａの証券およびｎならびにｓの証券または証書のうちａの証券の性質を有するものを以下「株式」といい、ｂからｇまでの証券およびｎならびにｓの証券または証書のうちｂからｇまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ｏおよびｐの証券を以下「投資信託証券」といいます。

③上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

ａ．預金
ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ｃ．コール・ローン
ｄ．手形割引市場において売買される手形
ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
ｆ．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）投資制限

マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限（各マザーファンド共通）

①株式への投資割合には制限を設けません。
②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超え

ることとなる投資の指図をしません。

④委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

⑤委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ａ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．ａの信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(1)投資信託財産に属する株券の権利行使により取得する株券

(2)株式分割により取得する株券

(3)有償増資により取得する株券

(4)売り出しにより取得する株券

(5)投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

(6)投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（(5)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧ａ．委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ｂ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨ａ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。

(1)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(2)公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

3【投資リスク】

（1）当ファンドのもつリスクの特性

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利

益および損失は全て投資者に帰属します。
したがいまして、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

①株価変動リスク
株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が大きく値下がりする要因となります。
②為替変動リスク
外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。
③カントリーリスク
投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。
④信用リスク
有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。
⑤金利変動リスク
一般に、金利が上昇すると公社債等の価格は下落します。このような場合、基準価額が値下がりする要因となります。
⑥流動性リスク
市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

（２）その他の留意点
①当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
②マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの追加設定・一部解約による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（３）投資リスクに対する管理体制
投資顧問会社の投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。
委託会社は、運用委託先の運用体制や運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等の適切性についてモニタリングを行います。また、ファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

国泰君安アセット（アジア）

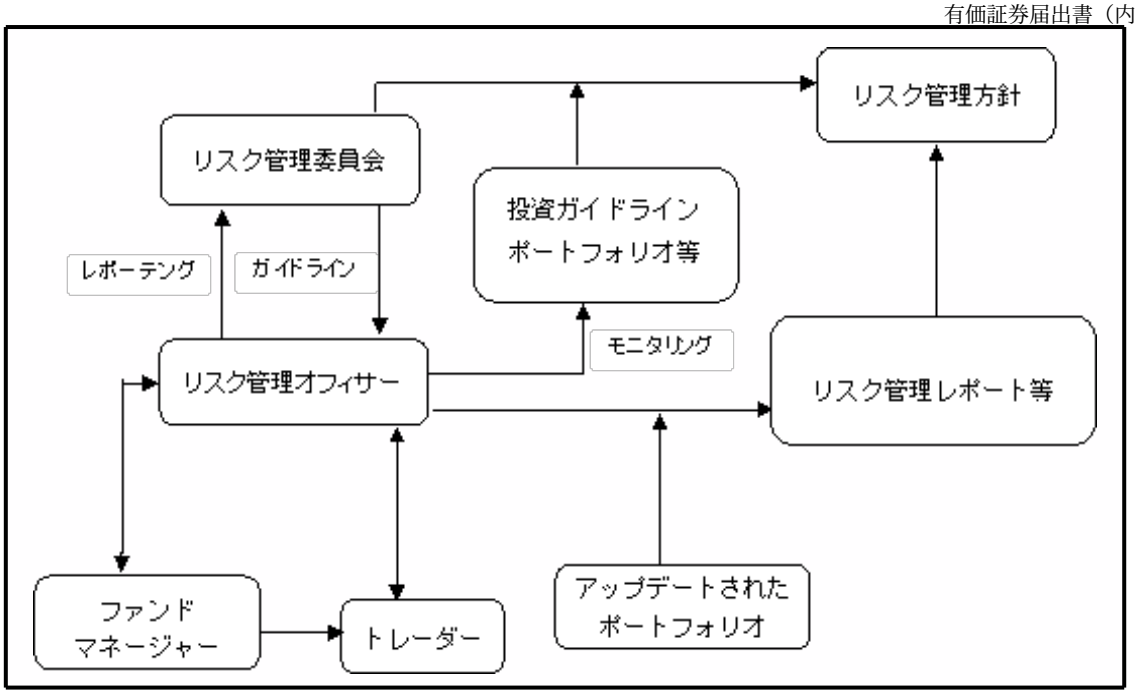

ＤＢＳアセットマネジメント

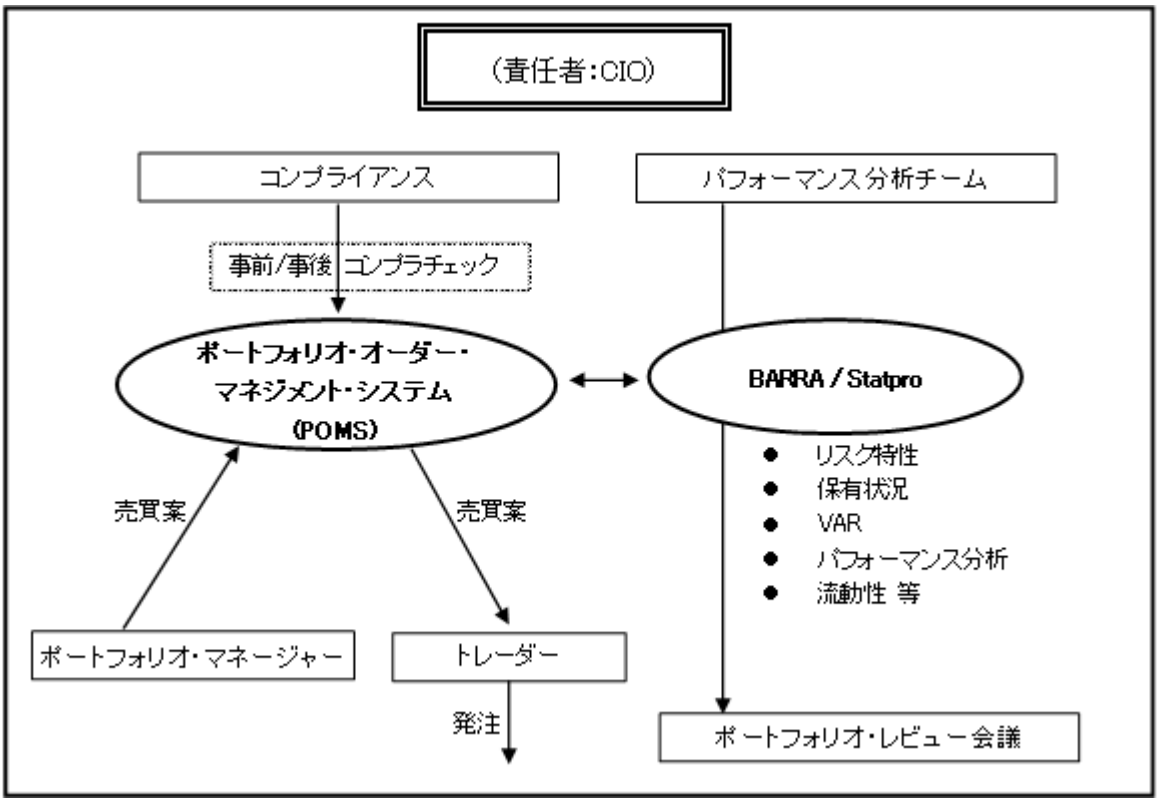

委託会社の投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規定において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による審議・決定を踏まえて、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。

・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。

・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委

員会および取締役会に報告を行っています。

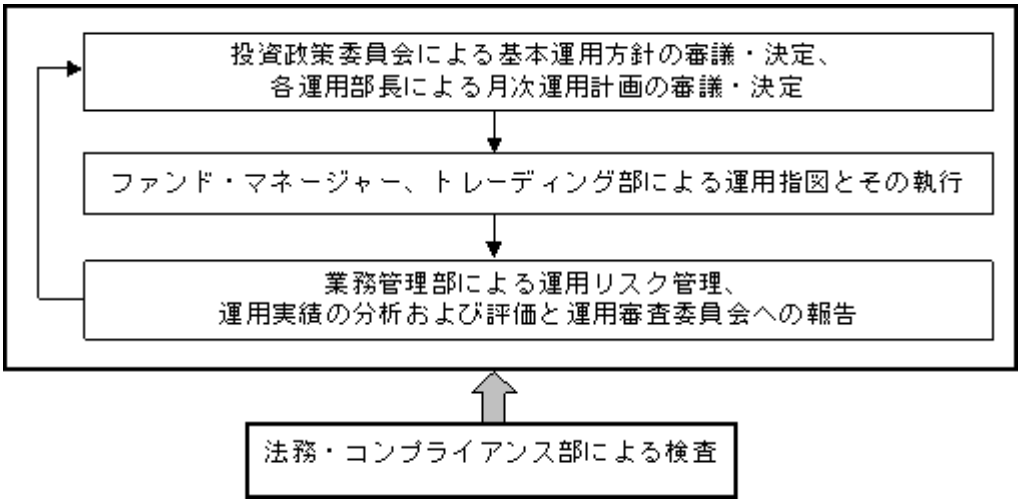

投資リスクに対する管理体制は平成22年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。
申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.9425%（税抜1.85%）を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

委託会社　年1.1865%（税抜1.13%）
受託会社　年0.0735%（税抜0.07%）
販売会社　年0.6825%（税抜0.65%）

委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬（投資信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に対し、年0.65%）が含まれています。
上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、当ファンド（マザーファンドを含みます。）の投資信託財産中から支弁します。
②投資信託財産の財務諸表にかかる監査報酬（税込）は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.00735%（税抜0.007%）を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき投資信託財産中から支弁します。
③証券取引に伴う手数料および組入資産の保管等に要する費用、当ファンド（マザーファンドを含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）等は、投資信託財産が負担します。この他先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

上記①、③のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※当該手数料等の合計額については、受益者が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※マザーファンドには、信託報酬および監査報酬はありません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、一部解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

◆個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◆収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成22年5月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	6,935	98.92
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	75	1.08
合計（純資産総額）	―	7,010	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成22年5月31日現在）

	国名	種　類	銘　柄　名	数　量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	中華圏株式マザーファンド	5,686,883,097	0.8857 5,037,275,884	0.7763 4,414,727,348	62.98
2	日本	親投資信託受益証券	ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド	3,365,388,178	0.8564 2,882,216,561	0.7488 2,520,002,667	35.95

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ｂ．投資有価証券の種類別比率

（平成22年5月31日現在）

種類	投 資 比 率（%）
親投資信託受益証券	98.92
合計	98.92

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成22年5月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（単位:百万円）	純資産総額（分配付）（単位:百万円）	1口当たりの純資産額（分配落）（単位:円）	1口当たりの純資産額（分配付）（単位:円）
第1期 計算期間（平成20年4月28日現在）	14,181	14,181	0.9242	0.9242
第2期 計算期間（平成21年4月27日現在）	5,294	5,294	0.5363	0.5363
平成21年5月末日	10,097	―	0.6236	―

平成21年6月末日	11,194	－	0.6495	－
平成21年7月末日	10,837	－	0.7104	－
平成21年8月末日	8,895	－	0.6676	－
平成21年9月末日	8,786	－	0.6879	－
平成21年10月末日	8,375	－	0.7234	－
平成21年11月末日	7,832	－	0.7283	－
平成21年12月末日	7,906	－	0.8060	－
平成22年1月末日	7,198	－	0.7338	－
平成22年2月末日	7,049	－	0.7337	－
平成22年3月末日	7,877	－	0.8289	－
第3期 計算期間 （平成22年4月27日現在）	7,902	7,902	0.8441	0.8441
平成22年4月末日	7,682	－	0.8243	－
平成22年5月末日	7,010	－	0.7374	－

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成20年4月28日）	0.0000
第2期 計算期間（平成21年4月27日）	0.0000
第3期 計算期間（平成22年4月27日）	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1期 計算期間（平成19年4月27日 ～ 平成20年4月28日）	△7.58
第2期 計算期間（平成20年4月29日 ～ 平成21年4月27日）	△41.97
第3期 計算期間（平成21年4月28日 ～ 平成22年4月27日）	57.39

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）中華圏株式マザーファンド

（1）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成22年5月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（%）
株 式	中国	1,338	30.32
	台湾	987	22.35
	ケイマン諸島	712	16.12
	バミューダ諸島	704	15.94
	香港	224	5.07
	小計	3,964	89.79
コール・ローン、その他の資産 （負債差引後）	日本	451	10.21
合計（純資産総額）	－	4,415	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ａ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成22年5月31日現在）

	国／地域	種類	通貨	業　種	銘　柄　名	数量（株）	簿価単価（現地通貨）簿価金額（円）	時価単価（現地通貨）時価金額（円）	投資比率（％）
1	バミューダ諸島	株式	HKドル	耐久消費財・アパレル	SKYWORTH DIGITAL	4,166,713	7.39 360,882,346	6.13 299,351,662	6.78
2	台湾	株式	TWドル	半導体・半導体製造装置	TSMC	1,338,233	63.50 242,186,717	58.70 223,879,689	5.07
3	香港	株式	HKドル	不動産	YUEXIU PROPERTY	11,100,000	1.88 244,572,960	1.72 223,758,240	5.07
4	バミューダ諸島	株式	HKドル	各種金融	JIA SHENG HOLDINGS L	10,600,000	1.40 174,473,799	1.78 221,132,960	5.01
5	ケイマン諸島	株式	HKドル	家庭用品・パーソナル用品	HENGAN INTL	300,000	58.35 205,158,600	56.60 199,005,600	4.51
6	中国	株式	HKドル	電気通信サービス	CHINA TELECOM-H	4,400,000	3.83 197,505,440	3.61 186,160,480	4.22
7	中国	株式	HKドル	運輸	AIR CHINA LTD-H	2,000,000	8.64 202,521,600	7.83 183,535,200	4.16
8	台湾	株式	TWドル	銀行	CHINATRUST FINAN	3,817,564	18.20 198,017,044	16.35 177,888,938	4.03
9	中国	株式	HKドル	銀行	CHINA MERCH BK-H	768,400	19.36 174,349,345	18.66 168,045,391	3.81
10	中国	株式	HKドル	エネルギー	PETROCHINA CO-H	1,650,000	9.23 178,489,740	8.49 164,179,620	3.72
11	台湾	株式	TWドル	食品・生活必需品小売り	PRESIDENT CHAIN	606,624	84.90 146,781,776	89.60 154,907,504	3.51
12	中国	株式	HKドル	保険	CHINA LIFE-H	350,000	36.85 151,158,700	34.25 140,493,500	3.18
13	中国	株式	HKドル	素材	ZIJIN MINING GRP	2,060,000	6.28 151,619,296	5.77 139,306,264	3.16
14	中国	株式	HKドル	銀行	IND & COMM BK -H	2,000,000	5.90 138,296,000	5.76 135,014,400	3.06
15	ケイマン諸島	株式	HKドル	小売	PCD STORES LTD	4,650,000	2.54 138,525,319	2.28 124,255,440	2.81
16	台湾	株式	TWドル	保険	CATHAY FINANCIAL	897,750	52.60 134,581,702	46.95 120,125,683	2.72
17	バミューダ諸島	株式	HKドル	資本財	MINMETALS LAND LTD	7,576,000	1.67 148,280,502	1.35 119,867,472	2.72
18	台湾	株式	TWドル	各種金融	CAP SECURITIES	3,100,000	16.45 145,335,750	13.55 119,714,250	2.71
19	中国	株式	HKドル	運輸	CHINA SOUTH A-H	3,007,000	4.03 142,025,421	3.39 119,470,515	2.71
20	台湾	株式	TWドル	不動産	HUNG POO REAL ES	933,240	44.20 117,560,242	40.85 108,650,133	2.46
21	ケイマン諸島	株式	HKドル	耐久消費財・アパレル	LI NING CO LTD	320,500	31.15 117,007,499	26.60 99,916,516	2.26
22	中国	株式	HKドル	銀行	CHINA CITIC BK-H	1,800,000	5.40 113,918,400	4.61 97,252,560	2.20

23	ケイマン諸島	株式	HKドル	素材	LUMENA RESOURCES COR	3,700,000	2.39 104,005,763	1.97 85,427,080	1.94
24	台湾	株式	TWドル	小売	FAR EAST DEPT.	1,059,870	29.55 89,259,601	26.05 78,687,398	1.78
25	ケイマン諸島	株式	HKドル	公益事業	GCL ENERGY HLDGS	4,500,000	1.83 96,514,200	1.45 76,473,000	1.73
26	バミューダ諸島	株式	HKドル	素材	SINOFERT HOLDING	1,500,000	4.33 76,121,400	3.60 63,288,000	1.43
27	ケイマン諸島	株式	HKドル	家庭用品・パーソナル用品	VINDA INTERNATIONAL	850,000	6.00 59,807,165	6.11 60,867,820	1.38
28	ケイマン諸島	株式	HKドル	資本財	CHINA TITANS ENERGY	2,074,000	1.19 28,971,997	1.46 35,488,628	0.80
29	ケイマン諸島	株式	HKドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	ZZNODE TECHNOLOGIES	1,000,000	1.50 17,598,425	1.34 15,704,800	0.36
30	ケイマン諸島	株式	HKドル	耐久消費財・アパレル	CHINA DONGXIANG	240,000	5.13 14,450,701	5.14 14,457,792	0.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成22年5月31日現在）

種類	業　種	投 資 比 率（%）
株式	銀行	13.10
株式	耐久消費財・アパレル	9.37
株式	各種金融	7.72
株式	不動産	7.53
株式	運輸	6.86
株式	素材	6.63
株式	保険	5.90
株式	家庭用品・パーソナル用品	5.89
株式	半導体・半導体製造装置	5.13
株式	小売	4.60
株式	電気通信サービス	4.22
株式	エネルギー	3.72
株式	資本財	3.52
株式	食品・生活必需品小売り	3.51
株式	公益事業	1.73
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.36
合計		89.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成22年5月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（%）
株 式	シンガポール	923	36.61
	インドネシア	506	20.09
	マレーシア	488	19.35
	タイ	288	11.41
	バミューダ諸島	34	1.36
	モーリシャス	23	0.91
	小計	2,261	89.73
投資証券	シンガポール	57	2.26
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	202	8.01
合計（純資産総額）	―	2,520	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ａ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成22年5月31日現在）

	国／地域	種類	通 貨	業 種	銘 柄 名	数量（株）	簿価単価（現地通貨） 簿価金額（円）	時価単価（現地通貨） 時価金額（円）	投資比率（%）
1	シンガポール	株式	Sドル	銀行	UNITED OVERSEAS	118,000	20.26 155,585,454	18.16 139,458,630	5.53
2	インドネシア	株式	インドネシアルピア	自動車・自動車部品	ASTRA INTERNATIO	293,500	47,000.00 137,945,000	41,500.00 121,802,500	4.83
3	シンガポール	株式	Sドル	銀行	OCBC BANK	200,499	8.81 114,957,064	8.36 109,085,250	4.33
4	シンガポール	株式	Sドル	銀行	DBS GROUP HLDGS	114,500	15.54 115,798,796	13.78 102,683,874	4.07
5	マレーシア	株式	Mリンギット	銀行	CIMB GROUP HOLDINGS	488,400	7.15 97,777,680	6.78 92,717,856	3.68
6	シンガポール	株式	Sドル	電気通信サービス	SINGAP TELECOMM	451,000	3.14 92,162,391	2.87 84,237,599	3.34
7	シンガポール	株式	Sドル	運輸	SINGAPORE AIRLIN	77,000	15.46 77,472,533	14.20 71,158,472	2.82
8	タイ	株式	Tバーツ	食品・生活必需品小売り	CP ALL PCL-F	882,200	28.25 70,031,241	27.25 67,552,259	2.68
9	マレーシア	株式	Mリンギット	食品・飲料・タバコ	KUALA LUMPUR KEP	137,200	16.90 64,923,040	15.86 60,927,776	2.42
10	タイ	株式	Tバーツ	銀行	KASIKORNBANK-FOR	238,000	96.00 64,202,880	85.75 57,347,885	2.28
11	シンガポール	投資証券	Sドル	不動産	CDL HOSPITALITY TRUSTS	498,000	1.88 60,930,499	1.76 57,041,318	2.26
12	シンガポール	株式	Sドル	運輸	NEPTUNE ORIENT	461,000	2.18 65,404,098	1.87 56,103,515	2.23
13	タイ	株式	Tバーツ	エネルギー	PTT PCL/FOREIGN	77,100	274.50 59,470,699	255.50 55,354,330	2.20
14	インドネシア	株式	インドネシアルピア	公益事業	PERUSAHAAN GAS N	1,453,000	4,175.00 60,662,750	3,700.00 53,761,000	2.13
15	マレーシア	株式	Mリンギット	銀行	MALAYAN BANKING	254,700	7.48 53,344,368	7.14 50,919,624	2.02

16	マレーシア	株式	Mリンギット	消費者サービス	GENTING BHD	266,100	6.70 49,920,360	6.73 50,143,884	1.99
17	インドネシア	株式	インドネシアルピア	食品・飲料・タバコ	INDOFOOD SUKSES	1,394,500	3,800.00 52,991,000	3,575.00 49,853,375	1.98
18	マレーシア	株式	Mリンギット	資本財	MALAYSIAN RES CO	1,193,700	1.61 53,811,996	1.48 49,466,928	1.96
19	インドネシア	株式	インドネシアルピア	資本財	HEXINDO ADIPERKA	1,167,000	4,375.00 51,056,250	4,150.00 48,430,500	1.92
20	マレーシア	株式	Mリンギット	食品・飲料・タバコ	GENTING PLANTATIONS	262,600	6.72 49,410,816	6.45 47,425,560	1.88
21	シンガポール	株式	Sドル	資本財	KEPPEL CORP LTD	83,000	10.44 56,393,121	8.72 47,102,300	1.87
22	インドネシア	株式	インドネシアルピア	電気通信サービス	TELEKOMUNIKASI	602,500	7,900.00 47,597,500	7,600.00 45,790,000	1.82
23	シンガポール	株式	Sドル	公益事業	HYFLUX LTD	244,000	3.40 53,990,368	2.82 44,780,246	1.78
24	シンガポール	株式	Sドル	食品・飲料・タバコ	WILMAR INTERNATI	118,000	7.01 53,832,874	5.78 44,387,163	1.76
25	タイ	株式	Tバーツ	素材	SIAM CEMENT -FOR	64,700	272.00 49,451,504	244.00 44,360,908	1.76
26	インドネシア	株式	インドネシアルピア	素材	INDOCEMENT TUNGG	295,000	15,700.00 46,315,000	14,750.00 43,512,500	1.73
27	インドネシア	株式	インドネシアルピア	食品・飲料・タバコ	ASTRA AGRO LEST	215,500	23,800.00 51,289,000	19,200.00 41,376,000	1.64
28	インドネシア	株式	インドネシアルピア	エネルギー	TAMBANG BATUBARA	233,000	18,300.00 42,639,000	16,950.00 39,493,500	1.57
29	マレーシア	株式	Mリンギット	資本財	SIME DARBY	175,000	8.78 43,022,000	7.83 38,367,000	1.52
30	マレーシア	株式	Mリンギット	電気通信サービス	AXIATA GROUP BER	366,800	3.75 38,514,000	3.69 37,897,776	1.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成22年5月31日現在）

種類	業　種	投 資 比 率（%）
株式	銀行	24.38
株式	食品・飲料・タバコ	11.71
株式	資本財	9.56
株式	運輸	7.56
株式	エネルギー	6.79
株式	電気通信サービス	6.66
株式	自動車・自動車部品	4.83
株式	公益事業	3.91
株式	素材	3.49
株式	食品・生活必需品小売り	2.68
株式	不動産	2.63
株式	消費者サービス	1.99
株式	ソフトウェア・サービス	1.93
株式	ヘルスケア機器・サービス	1.10
株式	メディア	0.50

	小計	89.73
投資証券	不動産	2.26
合計		91.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

②投資不動産物件
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成19年4月27日 ～ 平成20年4月28日）	20,677,799,388	5,334,741,824
第2期 計算期間（平成20年4月29日 ～ 平成21年4月27日）	693,265,904	6,165,533,721
第3期 計算期間（平成21年4月28日 ～ 平成22年4月27日）	11,229,845,473	11,739,620,356

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）運用実績

平成22年5月31日現在

基準価額・純資産の推移

※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2010年4月	0円
2009年4月	0円
2008年4月	0円
－	－
－	－
設定来累計	0円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

	銘柄名（銘柄数32）	業種	属性	比率
中華圏株式マザーファンド	スカイワース・デジタル	耐久消費財・アパレル	その他	4.3%
	台湾セミコンダクター	半導体・半導体製造装置	台湾	3.2%
	ユーシュウ・プロパティ	不動産	レッドチップ	3.2%
	ジア・シェン・ホールディングス	各種金融	その他	3.2%
	ハイアン・インターナショナル	家庭用品・パーソナル用品	その他	2.8%
ASEAN地域株式マザーファンド	銘柄名（銘柄数49）	業種	国	比率
	ユナイテッド・オーバーシーズ・バンク	銀行	シンガポール	2.0%
	アストラ・インターナショナル	自動車・自動車部品	インドネシア	1.7%
	オーバーシーズ・チャイニーズ銀行	銀行	シンガポール	1.6%
	DBS グループ	銀行	シンガポール	1.5%
	CIMBグループ・ホールディングス	銀行	マレーシア	1.3%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

●投資比率

中華圏株式マザーファンド	63.0%
ASEAN地域株式マザーファンド	35.9%
コール・ローン、その他	1.1%
合　計	100.0%

◆本資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等により作成したものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、本資料の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①当ファンドの受益権の取得申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。取得申込は、原則として毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、香港、中国、台湾およびシンガポールの金融商品取引所が休業日の場合は、取得の申込を受付けないものとします。受付のできない日につきましては、販売会社にお問い合わせください。
申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますのでご注意下さい。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約※」を締結していただきます。
※これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

③受益権のお買付価額（発行価格）は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。お買付価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

④当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

⑤申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

⑥取得申込者は、申込代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

⑦金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

①受益者は、販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、香港、中国、台湾およびシンガポールの金融商品取引所の休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。受付のできない日につきましては、販売会社にお問い合わせください。一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

③当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

⑤一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。

⑦一部解約金は、解約請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。ただし、海外の休日、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

⑧解約価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

⑨販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
当ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①当ファンドの主な投資対象
・マザーファンド受益証券：原則として当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主な投資対象
・株式：原則として金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合せいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
基準価額につきましては、下記にお問い合わせください。

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）
インターネットホームページ　http://www.tdasset.co.jp/

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則無期限ですが、後述の「（５）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年4月28日から翌年4月27日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①信託の終了

ａ．ファンドの繰上償還

(1) 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の投資信託契約の解約をしません。

(6) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。
ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(7) (4)から(6)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｂ．委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ｃ．委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託契約は、後述の「②投資信託約款の変更ｄ」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｄ．受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「②投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更

ａ．委託会社は受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、ａの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｃ．上記ｂの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとき

は、ａの投資信託約款の変更をしません。

ｅ．委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｆ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

③関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法

ａ．委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は、契約締結日以降特定の日から1年間ですが、契約満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

ｂ．委託会社が投資顧問会社と締結する「投資一任契約」の有効期間は、契約締結日からマザーファンドの信託終了日までですが、6ヵ月前までの当事者の一方から更新しない旨の書面による通知により、契約を解除することができます。また、一定の事由が生じた場合には、契約を解除する場合があります。

ｃ．上記ａおよびｂの契約または投資信託約款を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用に係る報告等開示方法

計算期間の終了時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に交付します。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）一部解約（換金）請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述の「第２手続等　２換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）反対者の買取請求権

前述の「３資産管理等の概要（５）その他 ①信託の終了　ａ.ファンドの繰上償還」に規定する投資信託契約の解約または前述の「３資産管理等の概要（５）その他 ②投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第2期計算期間(平成20年4月29日から平成21年4月27日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第3期計算期間(平成21年4月28日から平成22年4月27日まで)については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第2期計算期間(平成20年4月29日から平成21年4月27日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第3期計算期間(平成21年4月28日から平成22年4月27日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、第2期計算期間(平成20年4月29日から平成21年4月27日まで)及び第3期計算期間(平成21年4月28日から平成22年4月27日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （平成21年4月27日現在）	第3期 （平成22年4月27日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	580,477	345,222
コール・ローン	141,339,899	227,396,359
親投資信託受益証券	5,230,508,730	7,824,846,758
未収利息	―	311
流動資産合計	5,372,429,106	8,052,588,650
資産合計	5,372,429,106	8,052,588,650
負債の部		
流動負債		
未払解約金	34,456,301	74,593,643
未払受託者報酬	1,672,852	2,867,928
未払委託者報酬	42,539,291	72,927,196
その他未払費用	167,109	286,731
流動負債合計	78,835,553	150,675,498
負債合計	78,835,553	150,675,498
純資産の部		
元本等		
元本	9,870,789,747	9,361,014,864
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,577,196,194	△1,459,101,712
（分配準備積立金）	105,389,554	334,584,340
元本等合計	5,293,593,553	7,901,913,152
純資産合計	5,293,593,553	7,901,913,152
負債純資産合計	5,372,429,106	8,052,588,650

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 （自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日）	第3期 （自 平成21年4月28日 至 平成22年4月27日）
営業収益		
受取利息	664,255	148,700
有価証券売買等損益	△5,003,956,873	3,986,338,028
その他収益	550	―
営業収益合計	△5,003,292,068	3,986,486,728
営業費用		
受託者報酬	5,422,050	6,327,361
委託者報酬	137,877,258	160,896,525
その他費用	541,855	632,506
営業費用合計	143,841,163	167,856,392
営業利益	△5,147,133,231	3,818,630,336
経常利益	△5,147,133,231	3,818,630,336
当期純利益	△5,147,133,231	3,818,630,336
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△1,589,614,608	1,669,505,313
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,162,531,327	△4,577,196,194
剰余金増加額又は欠損金減少額	485,973,544	4,954,846,053
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	485,973,544	4,954,846,053
剰余金減少額又は欠損金増加額	343,119,788	3,985,876,594
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	343,119,788	3,985,876,594
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,577,196,194	△1,459,101,712

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第2期 （自　平成20年4月29日 至　平成21年4月27日）	第3期 （自　平成21年4月28日 至　平成22年4月27日）
1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当計算期間は、平成20年4月29日から平成21年4月27日までとなっております。	―

（貸借対照表に関する注記）

第2期 （平成21年4月27日現在）	第3期 （平成22年4月27日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 9,870,789,747口	1 計算期間の末日における受益権の総数 9,361,014,864口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　4,577,196,194円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　1,459,101,712円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.5363円 （1万口当たり純資産額　5,363円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.8441円 （1万口当たり純資産額　8,441円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期　別 項　目	第2期 （自　平成20年4月29日 至　平成21年4月27日）	第3期 （自　平成21年4月28日 至　平成22年4月27日）
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（105,389,554円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（11,820,830円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は117,210,384円（1万口当たり118円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきました。	計算期間末における費用控除後配当等収益（123,194,270円）、費用控除後有価証券売買等損益（169,290,226円）、収益調整金（85,404,524円）、及び分配準備積立金（42,099,844円）より、分配対象収益は419,988,864円（1万口当たり448円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきました。
2 運用の外部委託費用	当ファンドの主要投資対象である中華圏株式マザーファンド及びＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 中華圏株式マザーファンド 支払金額　31,017,296円 ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド 支払金額　16,289,294円	当ファンドの主要投資対象である中華圏株式マザーファンド及びＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 中華圏株式マザーファンド 支払金額　35,767,025円 ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド 支払金額　19,642,634円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第2期 （自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日）	第3期 （自 平成21年4月28日 至 平成22年4月27日）
1 金融商品に対する取組方針	―	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	―	金融商品の内容は、有価証券及びコールローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	―	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	―	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第2期 （自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日）	第3期 （自 平成21年4月28日 至 平成22年4月27日）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	―	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	―	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 （自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日）	第3期 （自 平成21年4月28日 至 平成22年4月27日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期　別 項　目	第2期 （自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日）	第3期 （自 平成21年4月28日 至 平成22年4月27日）
期首元本額	15,343,057,564 円	9,870,789,747 円
期中追加設定元本額	693,265,904 円	11,229,845,473 円
期中一部解約元本額	6,165,533,721 円	11,739,620,356 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第2期（自 平成20年4月29日　至 平成21年4月27日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,230,508,730 円	△3,707,159,784 円
合計	5,230,508,730 円	△3,707,159,784 円

第3期（自 平成21年4月28日　至 平成22年4月27日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,652,761,037 円
合計	2,652,761,037 円

3 デリバティブ取引関係

第2期（自 平成20年4月29日　至 平成21年4月27日）

該当事項はありません。

第3期（自 平成21年4月28日　至 平成22年4月27日）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

①有価証券明細表

a．株式

該当事項はありません。

b．株式以外の有価証券

（平成22年4月27日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	中華圏株式マザーファンド	5,588,451,961	4,962,545,341	
	ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド	3,340,298,072	2,862,301,417	
合計		8,928,750,033	7,824,846,758	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

次へ

（参考）マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは、中華圏株式マザーファンドおよびＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。
尚、当ファンドの各計算期間末日における同マザーファンドの状況は次の通りです。

中華圏株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位 ： 円）

対象年月日 科　目	（平成21年4月27日現在） 金額	（平成22年4月27日現在） 金額
資産の部		
流動資産		
預金	403,581,485	164,184,146
コール・ローン	63,224,964	108,967,326
株式	2,920,175,067	4,703,786,285
投資信託受益証券	27,221,760	―
未収入金	63,962,870	32,852,526
未収配当金	9,751,402	6,612,590
未収利息	―	149
差入委託証拠金	21,775,478	21,027,000
流動資産合計	3,509,693,026	5,037,430,022
資産合計	3,509,693,026	5,037,430,022
負債の部		
流動負債		
未払金	―	74,891,877
流動負債合計	―	74,891,877
負債合計	―	74,891,877
純資産の部		
元本等		
元本	5,921,896,544	5,588,451,961
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 2,412,203,518	△ 625,913,816
元本等合計	3,509,693,026	4,962,538,145
純資産合計	3,509,693,026	4,962,538,145
負債純資産合計	3,509,693,026	5,037,430,022

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

対象期間 項　目	（自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日）	（自 平成21年4月28日 至 平成22年4月27日）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)配当株式 配当株式は原則として、配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 (3)有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左 (2)配当株式 同左 (3)有価証券売買等損益及び為替差損益 同左

（貸借対照表に関する注記）

（平成21年4月27日現在）	（平成22年4月27日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 5,921,896,544口	1 計算期間の末日における受益権の総数 5,588,451,961口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　2,412,203,518円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　625,913,816円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.5927円 （1万口当たり純資産額　5,927円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.8880円 （1万口当たり純資産額　8,880円）

（その他の注記）

1 元本の移動

項　目　　対象年月日	（平成21年4月27日現在）	（平成22年4月27日現在）
期首元本額	9,410,234,405 円	5,921,896,544 円
期中追加設定元本額	― 円	4,273,612,784 円
期中一部解約元本額	3,488,337,861 円	4,607,057,367 円
期末元本額	5,921,896,544 円	5,588,451,961 円
元本の内訳＊		
アジア・ダブルプレミア・ファンド	5,921,896,544 円	5,588,451,961 円
合計	5,921,896,544 円	5,588,451,961 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 平成20年4月29日　至 平成21年4月27日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,920,175,067　円	△1,596,559,661　円
投資信託受益証券	27,221,760　円	5,303,605　円
合計	2,947,396,827　円	△1,591,256,056　円

（自　平成21年4月28日　至　平成22年4月27日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	4,703,786,285　円	1,194,887,613　円
合計	4,703,786,285　円	1,194,887,613　円

3 デリバティブ取引関係

（自　平成20年4月29日　至　平成21年4月27日）

該当事項はありません。

（自　平成21年4月28日　至　平成22年4月27日）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

①有価証券明細表

ａ．株式

（平成22年4月27日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
香港・ドル	CHINA SOUTH A-H	3,337,000	4.03	13,448,110.00	
	HENGAN INTL	300,000	58.35	17,505,000.00	
	PETROCHINA CO-H	1,650,000	9.23	15,229,500.00	
	SKYWORTH DIGITAL	4,166,713	7.39	30,792,009.07	
	SINO-TECH INTERNATIO	20,000,000	0.53	10,600,000.00	
	YUEXIU PROPERTY	11,100,000	1.88	20,868,000.00	
	MINMETALS LAND LTD	7,576,000	1.67	12,651,920.00	
	CHINA TELECOM-H	4,400,000	3.83	16,852,000.00	
	LEE & MAN PAPER MANU	5,414,400	6.95	37,630,080.00	
	CHINA LIFE-H	350,000	36.85	12,897,500.00	
	ZIJIN MINING GRP	2,060,000	6.28	12,936,800.00	
	LI NING CO LTD	320,500	31.15	9,983,575.00	
	AIR CHINA LTD-H	2,200,000	8.64	19,008,000.00	
	SINOFERT HOLDING	1,500,000	4.33	6,495,000.00	
	CHINA MERCH BK-H	768,400	19.36	14,876,224.00	
	IND & COMM BK -H	2,000,000	5.90	11,800,000.00	
	CHINA CITIC BK-H	1,800,000	5.40	9,720,000.00	
	GCL ENERGY HLDGS	4,500,000	1.83	8,235,000.00	
	PCD STORES LTD	3,000,000	2.59	7,770,000.00	
	LUMENA RESOURCES COR	2,400,000	2.50	6,000,000.00	
	CPMC HOLDINGS LTD	59,000	8.90	525,100.00	
	小計	78,902,013		295,823,818.07	
	（邦貨換算）			(3,573,551,722)	
台湾・ドル	CAP SECURITIES	3,100,000	16.45	50,995,000.00	

	FAR EAST DEPT.	1,059,870	29.55	31,319,158.50	
	CATHAY FINANCIAL	897,750	52.60	47,221,650.00	
	HUNG POO REAL ES	933,240	44.20	41,249,208.00	
	CHINATRUST FINAN	3,817,564	18.20	69,479,664.80	
	PRESIDENT CHAIN	606,624	84.90	51,502,377.60	
	TSMC	1,338,233	63.50	84,977,795.50	
	小計	11,753,281		376,744,854.40	
	（邦貨換算）			(1,130,234,563)	
	合計	90,655,294			
	（邦貨換算）			(4,703,786,285)	

b．株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
香港・ドル	株式　21 銘柄	72.01%	75.97%
台湾・ドル	株式　7 銘柄	22.78%	24.03%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

次へ

ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位 ： 円）

対象年月日 科　目	（平成21年4月27日現在） 金額	（平成22年4月27日現在） 金額
資産の部		
流動資産		
預金	63,915,304	104,801,512
コール・ローン	36,137,134	38,024,075
株式	1,636,918,145	2,647,931,513
投資証券	9,753,699	64,207,339
派生商品評価勘定	―	113,000
未収入金	80,131,339	―
未収配当金	12,434,025	7,382,489
未収利息	―	52
流動資産合計	1,839,289,646	2,862,459,980
資産合計	1,839,289,646	2,862,459,980
負債の部		
流動負債		
未払金	118,565,796	―
流動負債合計	118,565,796	―
負債合計	118,565,796	―
純資産の部		
元本等		
元本	3,658,517,222	3,340,298,072
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 1,937,793,372	△ 477,838,092
元本等合計	1,720,723,850	2,862,459,980
純資産合計	1,720,723,850	2,862,459,980
負債純資産合計	1,839,289,646	2,862,459,980

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

対象期間 項　目	（自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日）	（自 平成21年4月28日 至 平成22年4月27日）
1 運用資産の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。	(1)株式、投資証券 同左 (2)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左 (2)配当株式 配当株式は原則として、配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 (3)有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 同左

（貸借対照表に関する注記）

（平成21年4月27日現在）	（平成22年4月27日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 3,658,517,222口	1 計算期間の末日における受益権の総数 3,340,298,072口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　1,937,793,372円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　477,838,092円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.4703円 （1万口当たり純資産額　4,703円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.8569円 （1万口当たり純資産額　8,569円）

（その他の注記）

1 元本の移動

項　目　　対象年月日	（平成21年4月27日現在）	（平成22年4月27日現在）
期首元本額	5,617,135,910 円	3,658,517,222 円
期中追加設定元本額	22,237,047 円	2,830,324,062 円
期中一部解約元本額	1,980,855,735 円	3,148,543,212 円
期末元本額	3,658,517,222 円	3,340,298,072 円
元本の内訳＊		
アジア・ダブルプレミア・ファンド	3,658,517,222 円	3,340,298,072 円
合計	3,658,517,222 円	3,340,298,072 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 平成20年4月29日　至 平成21年4月27日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,636,918,145 円	△272,972,988 円
投資証券	9,753,699 円	△771,953 円
合計	1,646,671,844 円	△273,744,941 円

（自 平成21年4月28日　至 平成22年4月27日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,647,931,513　円	734,748,942　円
投資証券	64,207,339　円	14,633,760　円
合計	2,712,138,852　円	749,382,702　円

3 デリバティブ取引関係

（自 平成20年4月29日　至 平成21年4月27日）

該当事項はありません。

（自 平成21年4月28日　至 平成22年4月27日）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

1 取引の内容
　当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2 取引に対する取組みと利用目的
　当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外貨建有価証券の買付代金等の実需に対応する取引に限定しております。
3 取引に係るリスクの内容
　当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替変動に係るリスクがあります。
4 取引に係るリスクの管理体制
　当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行っております。
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明
　取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区　分	種　類	契約額等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売　建				
	アメリカ・ドル	9,430,000	－	9,377,000	53,000
	シンガポール・ドル	10,345,500	－	10,285,500	60,000
合　計		19,775,500	－	19,662,500	113,000

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。
2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場

の仲値により評価しております。

（３）附属明細表

①有価証券明細表

ａ．株式

（平成22年4月27日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
シンガポール・ドル	CSE GLOBAL LTD	500,000	1.09	545,000.00	
	GOLDEN AGRI-RESO	700,000	0.62	430,500.00	
	DBS GROUP HLDGS	114,500	15.54	1,779,330.00	
	SIA ENGINEERING	121,337	3.66	444,093.42	
	SMRT CORP LTD	251,000	2.22	557,220.00	
	HYFLUX LTD	244,000	3.40	829,600.00	
	ASIATRAVEL.COM	828,000	0.54	447,120.00	
	NEPTUNE ORIENT	461,000	2.18	1,004,980.00	
	EZRA HOLDINGS LT	340,000	2.21	751,400.00	
	PARKWAY HLDGS	141,000	3.33	469,530.00	
	SINGAPORE AIRLIN	77,000	15.46	1,190,420.00	
	UNITED OVERSEAS	118,000	20.26	2,390,680.00	
	NOBLE GROUP LTD	196,000	3.08	603,680.00	
	SINGAP TELECOMM	451,000	3.14	1,416,140.00	
	OCBC BANK	200,499	8.81	1,766,396.19	
	WILMAR INTERNATI	118,000	7.01	827,180.00	
	YANLORD LAND GRO	210,000	1.69	354,900.00	
	KEPPEL CORP LTD	83,000	10.44	866,520.00	
	TIONG SENG HOLDINGS	1,456,000	0.25	364,000.00	
	小計	6,610,336		17,038,689.61	
	（邦貨換算）			(1,168,513,333)	
マレーシア・リンギット	GENTING PLANTATIONS	262,600	6.72	1,764,672.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS	244,200	14.30	3,492,060.00	
	KUALA LUMPUR KEP	137,200	16.90	2,318,680.00	
	MALAYAN BANKING	254,700	7.48	1,905,156.00	
	MALAYSIAN RES CO	1,711,200	1.61	2,755,032.00	
	PPB GROUP BERHAD	64,800	17.80	1,153,440.00	
	SP SETIA BHD	297,500	4.20	1,249,500.00	
	GENTING BHD	266,100	6.70	1,782,870.00	
	SIME DARBY	175,000	8.78	1,536,500.00	
	AXIATA GROUP BER	366,800	3.75	1,375,500.00	
	小計	3,780,100		19,333,410.00	
	（邦貨換算）			(569,175,590)	
タイ・バーツ	BANPU PUB CO-F	17,900	648.00	11,599,200.00	
	PTT PCL/FOREIGN	77,100	274.50	21,163,950.00	
	SIAM CEMENT -FOR	64,700	272.00	17,598,400.00	
	ASIAN PROP-FOR	955,700	5.00	4,778,500.00	
	BEC WORLD-FRGN	200,900	23.50	4,721,150.00	
	KASIKORNBANK-FOR	238,000	96.00	22,848,000.00	
	THAI OIL PCL-FRGN	80,500	56.00	4,508,000.00	
	CP ALL PCL-F	882,200	28.25	24,922,150.00	
	小計	2,517,000		112,139,350.00	

	（邦貨換算）			(325,204,115)	
インドネシア・ルピア	ASTRA AGRO LEST	215,500	23,800.00	5,128,900,000.00	
	INDOFOOD SUKSES	1,394,500	3,800.00	5,299,100,000.00	
	ASTRA INTERNATIO	293,500	47,000.00	13,794,500,000.00	
	INDOCEMENT TUNGG	295,000	15,700.00	4,631,500,000.00	
	TAMBANG BATUBARA	233,000	18,300.00	4,263,900,000.00	
	BANK RAKYAT INDO	381,000	8,900.00	3,390,900,000.00	
	PERUSAHAAN GAS N	1,453,000	4,175.00	6,066,275,000.00	
	BANK CENTRAL ASI	575,000	5,700.00	3,277,500,000.00	
	TELEKOMUNIKASI	602,500	7,900.00	4,759,750,000.00	
	HEXINDO ADIPERKA	1,167,000	4,375.00	5,105,625,000.00	
	小計	6,610,000		55,717,950,000.00	
	（邦貨換算）			(585,038,475)	
	合計	19,517,436			
	（邦貨換算）			(2,647,931,513)	

b．株式以外の有価証券

（平成22年4月27日現在）

通貨	銘柄	証券数	評価額		備考
			単価	金額	
シンガポール・ドル	CDL HOSPITALITY TRUSTS	498,000	1.88	936,240.00	
	合計	498,000		936,240.00	
	（邦貨換算）			(64,207,339)	

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数		組入時価比率	合計金額に対する比率
シンガポール・ドル	株式	19 銘柄	40.82%	43.08%
	投資証券	1 銘柄	2.24%	2.37%
マレーシア・リンギット	株式	10 銘柄	19.88%	20.99%
タイ・バーツ	株式	8 銘柄	11.36%	11.99%
インドネシア・ルピア	株式	10 銘柄	20.44%	21.57%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「その他の注記（デリバティブ取引関係）」の「Ⅱ 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

前へ

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成22年5月31日
Ⅰ 資産総額	7,054,338,683円
Ⅱ 負債総額	44,177,592円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,010,161,091円
Ⅳ 発行済数量	9,506,272,380口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.7374円

（参考）中華圏株式マザーファンド

	平成22年5月31日
Ⅰ 資産総額	4,443,940,898円
Ⅱ 負債総額	29,355,000円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,414,585,898円
Ⅳ 発行済数量	5,686,883,097口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.7763円

（参考）ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド

	平成22年5月31日
Ⅰ 資産総額	2,520,044,707円
Ⅱ 負債総額	0円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,520,044,707円
Ⅳ 発行済数量	3,365,388,178口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.7488円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

１．名義書換についての手続、取扱場所等
該当事項はありません。

２．受益者に対する特典
該当事項はありません。

３．受益権の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものと

します。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

４．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

５．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

平成22年5月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

（２）会社の機構

①経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

ａ．基本運用方針、月次運用計画の決定

・投資政策委員会（原則月1回開催）において投資環境見通しおよび投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が審議・決定されます。

ｂ．運用の実行

・月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

ｃ．運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、コンプライアンス・チェック（法令や忠実義務に照らして適正な運用がなされているかどうかのチェック）が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成22年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成22年5月末日現在、111本であり、その純資産総額の合計は1,530,781百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産額
追加型株式投資信託	98本	1,476,174百万円
単位型株式投資信託	4本	7,148百万円
追加型公社債投資信託	1本	24,127百万円
単位型公社債投資信託	8本	23,332百万円
合計	111本	1,530,781百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
　ただし、財務諸表等規則は平成20年８月７日付の内閣府令第50号により改正されておりますが、第29期事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）については、内閣府令第50号附則第２条第１項第１号により改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第30期事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第29期事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）及び第30期事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第　29　期 （平成21年３月31日現在）			第　30　期 （平成22年３月31日現在）		
区分	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （%）	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （%）
（資産の部）							
Ⅰ流動資産							
１．預金			5,829,598			5,562,429	
２．前払費用			65,523			66,485	
３．未収入金	※1		220,024			86,135	
４．未収委託者報酬			428,352			986,984	
５．未収運用受託報酬			354,335			875,927	
６．未収法人税等			112,284			-	
７．繰延税金資産			116,549			172,028	
８．その他			39,351			294	
流動資産計			7,166,019	88.4		7,750,286	89.1
Ⅱ固定資産							
１．有形固定資産	※2		176,093			155,808	
（1）建物		91,950			78,985		
（2）器具備品		83,245			75,925		
（3）その他		897			897		
２．無形固定資産			59,352			101,154	
（1）電話加入権		2,862			2,862		
（2）ソフトウェア		43,843			97,865		
（3）ソフトウェア仮勘定		12,646			426		
３．投資その他の資産			701,598			687,752	
（1）投資有価証券		62,258			62,300		
（2）関係会社株式		318,574			319,502		
（3）長期差入保証金	※1	164,953			164,953		
（4）繰延税金資産		152,450			138,998		
（5）その他		3,361			1,998		
固定資産計			937,044	11.6		944,714	10.9
資産合計			8,103,063	100.0		8,695,001	100.0

		第　29　期 （平成21年３月31日現在）			第　30　期 （平成22年３月31日現在）		
区分	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 (%)	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 (%)
（負債の部）							
Ⅰ流動負債							
１．預り金			5,401			20	
２．未払金			193,820			447,618	
(1) 未払収益分配金		1,057			847		
(2) 未払償還金		8,779			14,964		
(3) 未払手数料		136,643			383,377		
(4) その他未払金		47,340			48,428		
３．未払費用			202,115			773,621	
４．未払法人税等			-			6,079	
５．未払消費税等			-			277	
６．賞与引当金			285,107			217,219	
７．役員賞与引当金			12,500			34,500	
流動負債計			698,945	8.6		1,479,336	17.0
Ⅱ固定負債							
１．退職給付引当金			260,085			315,385	
２．役員退職慰労引当金			1,062			5,229	
固定負債計			261,147	3.2		320,614	3.7
負債合計			960,092	11.8		1,799,951	20.7

		第　29　期 （平成21年３月31日現在）			第　30　期 （平成22年３月31日現在）		
区分	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （%）	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （%）
（純資産の部）							
Ⅰ株主資本							
１．資本金			1,100,000	13.6		1,100,000	12.6
２．資本剰余金							
（1）資本準備金		277,667			277,667		
資本剰余金合計			277,667	3.4		277,667	3.2
３．利益剰余金							
（1）利益準備金		175,000			175,000		
（2）その他利益剰余金							
別途積立金		3,137,790			3,137,790		
繰越利益剰余金		2,452,537			2,204,592		
利益剰余金合計			5,765,327	71.1		5,517,382	63.5
株主資本合計			7,142,995	88.2		6,895,050	79.3
Ⅱ評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△24	0.0		-	0.0
評価・換算差額等合計			△24	0.0		-	0.0
純資産合計			7,142,971	88.2		6,895,050	79.3
負債純資産合計			8,103,063	100.0		8,695,001	100.0

（２）【損益計算書】

		第　29　期 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)			第　30　期 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)		
区分	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	百分比 (%)	内訳 （千円）	金額 （千円）	百分比 (%)
Ⅰ営業収益							
１．委託者報酬			3,527,956			4,007,860	
２．運用受託報酬			1,958,445			1,879,487	
３．投資助言報酬			6,000			3,000	
４．その他営業収益			7,500			5,000	
営業収益計			5,499,902	100.0		5,895,348	100.0
Ⅱ営業費用							
１．支払手数料			1,250,779			1,598,776	
２．広告宣伝費			54,034			49,508	
３．公告費			930			1,860	
４．調査費			844,094			1,539,888	
（1）調査費		25,992			21,584		
（2）委託調査費		377,335			1,104,265		
（3）情報機器関連費		437,919			411,652		
（4）図書費		2,846			2,386		
５．委託計算費			131,740			240,183	
６．営業雑経費			140,490			134,848	
（1）通信費		11,403			11,250		
（2）印刷費		76,362			76,214		
（3）協会費		9,071			6,951		
（4）諸会費		2,624			2,620		
（5）紹介手数料		41,027			37,811		
営業費用計			2,422,068	44.0		3,565,065	60.5
Ⅲ一般管理費							
１．給料			1,664,410			1,634,555	
（1）役員報酬		63,553			56,704		
（2）給料・手当		1,469,077			1,498,266		
（3）賞与		131,779			79,585		
２．法定福利費			223,107			194,388	
３．退職金			13,083			18,593	
４．福利厚生費			6,273			3,720	
５．交際費			3,083			2,204	
６．旅費交通費			48,818			23,958	
７．事務委託費			176,719			77,378	
８．租税公課			18,256			15,926	
９．不動産賃借料			173,557			173,814	
10．退職給付費用			77,286			81,404	
11．役員退職慰労引当金繰入			1,062			4,166	
12．賞与引当金繰入			285,107			217,219	
13．役員賞与引当金繰入			12,500			34,500	

		第　29　期 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)			第　30　期 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)		
区分	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）	百分比（%）	内訳（千円）	金額（千円）	百分比（%）
14. 固定資産減価償却費			78,460			81,588	
15. 諸経費			115,286			98,412	
一般管理費計			2,897,013	52.7		2,661,833	45.2
営業利益または営業損失（△）			180,820	3.3		△331,549	△5.6
Ⅳ営業外収益							
１．受取配当金			1,290			710	
２．受取利息			2,738			6,138	
３．時効成立分配金・償還金			7,513			378	
４．還付加算金			-			11,879	
５．その他			146			23	
営業外収益計			11,688	0.2		19,129	0.3
Ⅴ営業外費用							
１．為替差損			47,727			6,061	
２．事務過誤損失			6,218			4,839	
３．時効成立後支払分配金・償還金			-			1,621	
４．その他			418			122	
営業外費用計			54,365	1.0		12,645	0.2
経常利益または経常損失（△）			138,143	2.5		△325,065	△5.5
Ⅵ特別利益							
１．固定資産売却益	※1		1			56	
特別利益計			1	0.0		56	0.0
Ⅶ特別損失							
１．固定資産売却損	※2		23			-	
２．固定資産除却損	※3		1,158			11,077	
３．子会社株式評価損			533			-	
４．投資有価証券売却損			5			28	
特別損失計			1,720	0.0		11,105	0.2
税引前当期純利益または税引前当期純損失（△）			136,424	2.5		△336,115	△5.7
法人税、住民税及び事業税			2,086			△81,848	
過年度法人税等			173			-	
法人税等調整額			61,340			△42,043	
当期純利益または当期純損失（△）			72,824	1.3		△212,222	△3.6

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

株主資本			第29期事業年度 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日	第30期事業年度 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日
	資本金	前事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
		当事業年度変動額	－	－
		当事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
	資本剰余金			
	資本準備金	前事業年度末残高	277,667	277,667
		当事業年度変動額	－	－
		当事業年度末残高	277,667	277,667
	利益剰余金			
	利益準備金	前事業年度末残高	175,000	175,000
		当事業年度変動額	－	－
		当事業年度末残高	175,000	175,000
	その他利益剰余金			
	別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
		当事業年度変動額	－	－
		当事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
	繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,864,672	2,452,537
		当事業年度変動額		
		剰余金の配当	△484,960	△35,722
		当期純利益	72,824	△212,222
		当事業年度変動額合計	△412,135	△247,945
		当事業年度末残高	2,452,537	2,204,592
	株主資本合計	前事業年度末残高	7,555,130	7,142,995
		当事業年度変動額		
		剰余金の配当	△484,960	△35,722
		当期純利益	72,824	△212,222
		当事業年度変動額合計	△412,135	△247,945
		当事業年度末残高	7,142,995	6,895,050
評価・換算差額等				
	その他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	－	△24
		当事業年度変動額		
		株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	△24	24
		当事業年度変動額合計	△24	24
		当事業年度末残高	△24	－
純資産合計		前事業年度末残高	7,555,130	7,142,971
		当事業年度変動額		
		剰余金の配当	△484,960	△35,722
		当期純利益	72,824	△212,222
		株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	△24	24
		当事業年度変動額合計	△412,159	△247,920
		当事業年度末残高	7,142,971	6,895,050

重要な会計方針

	第　29　期 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)	第　30　期 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　８～18年 器具備品　３～15年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末における必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (5) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 (5) 役員賞与引当金 同左

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	**（1）消費税等の会計処理** **税抜方式によっております。**	**（1）消費税等の会計処理** **同左**

会計処理方法の変更

第　29　期 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	第　30　期 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
（会計方針の変更） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（企業会計審議会第一部会 平成５年６月17日） 平成19年３月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第16号（日本公認会計士協会会計制度委員会 平成６年１月18日） 平成19年３月30日改正）が平成20年４月１日以降開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度よりこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 この変更による損益への影響はありません。	―――――――

表示方法の変更

第　29　期 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	第　30　期 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
（損益計算書関係） 前事業年度において、営業収益のその他営業収益として掲記されていたもののうち、投資助言契約によって得た収益は、当事業年度より投資助言報酬と表示しております。なお、前事業年度の営業収益のその他営業収益に含まれる投資助言報酬は12,523千円です。	（損益計算書関係） 時効成立後支払分配金・償還金は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の営業外費用のその他に含まれる時効成立後支払分配金・償還金の金額は162千円です。

注記事項

（貸借対照表関係）

第　29　期 （平成21年３月31日現在）	第　30　期 （平成22年３月31日現在）
※１　関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 流動資産 未収入金　220,024千円 投資その他の資産 長期差入保証金　164,903千円	※１　関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 流動資産 未収入金　85,156千円 投資その他の資産 長期差入保証金　164,903千円
※２　有形固定資産の減価償却累計額 建物　42,501千円 器具備品　132,848千円	※２　有形固定資産の減価償却累計額 建物　55,466千円 器具備品　179,326千円

（損益計算書関係）

第　29　期 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)	第　30　期 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)
※１　固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品　1千円	※１　固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品　56千円
※２　固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品　23千円	
※３　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品　277千円 ソフトウェア仮勘定　880千円	※３　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品　175千円 ソフトウェア　6,983千円 ソフトウェア仮勘定　3,918千円

（株主資本等変動計算書関係）

第29期事業年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月16日定時株主総会	普通株式	484,960	448	平成20年3月31日	平成20年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年6月15日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,722	33	平成21年3月31日	平成21年6月16日

第30期事業年度(自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年6月15日定時株主総会	普通株式	35,722	33	平成21年3月31日	平成21年6月16日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第29期（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

該当事項はありません。

第30期（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係維持を目的として保有している非上場株式および子会社株式であり、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

長期差入保証金については、本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが１年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,562,429	5,562,429	―
(2) 未収入金	86,135	86,135	―
(3) 未収委託者報酬	986,984	986,984	―
(4) 未収運用受託報酬	875,927	875,927	―
(5) 投資有価証券			
① その他有価証券	100	100	―
資産計	7,511,577	7,511,577	―
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(847)	(847)	―
② 未払償還金	(14,964)	(14,964)	―
③ 未払手数料	(383,377)	(383,377)	―
④ その他未払金	(48,428)	(48,428)	―
(2) 未払費用	(773,621)	(773,621)	―
負債計	(1,221,239)	(1,221,239)	―

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金並びに未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① その他有価証券の当会計年度中の売却額は71,450円であり、売却損の合計額は28,550円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 公社債	－	－	－
	(2) 株式	－	－	－
	(3) 外国証券	－	－	－
	(4) その他の証券	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 公社債	－	－	－
	(2) 株式	－	－	－
	(3) 外国証券	－	－	－
	(4) その他の証券	100	100	－
	小計	100	100	－
合計		100	100	－

(*) 当会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	319,502
③ 長期差入保証金	164,953
合計	546,655

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5 年超
預金	5,562,429	－	－
未収入金	86,135	－	－
未収委託者報酬	986,984	－	－
未収運用受託報酬	875,927	－	－
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	－	100	－
合計	7,511,477	100	－

（有価証券関係）

第29期事業年度（平成21年３月31日現在）

有価証券

１．売買目的有価証券

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券に該当する株式を除く）

該当事項はありません。

４．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	100	58	△41
	小計	100	58	△41
合計		100	58	△41

５．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

６．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計金額
194	-	5

７．時価評価されていない主な有価証券の内容

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	
非上場株式	62,200
(2) 子会社株式	
非上場株式	318,574

８．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第30期事業年度（平成22年３月31日現在）

金融商品関係に記載しているため注記を省略しております。

（退職給付関係）

第　29　期 （平成21年３月31日現在）	第　30　期 （平成22年３月31日現在）
１．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年７月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。	１．採用している退職給付制度の概要 同左
２．退職給付債務及びその内訳 （1）退職給付債務　△260,085千円 （2）退職給付引当金　△260,085千円 （注）　当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。	２．退職給付債務及びその内訳 （1）退職給付債務　△315,385千円 （2）退職給付引当金　△315,385千円 （注）　同左
３．退職給付費用の内訳 勤務費用　66,760千円 確定拠出年金への掛金支払額　10,526千円 退職給付費用　77,286千円	３．退職給付費用の内訳 勤務費用　69,901千円 確定拠出年金への掛金支払額　11,502千円 退職給付費用　81,404千円
４．退職給付債務の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	４．退職給付債務の計算基礎 同左

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第29期（平成21年３月31日現在）	第30期（平成22年３月31日現在）
繰延税金資産	（単位：千円）	（単位：千円）
（流動）		
賞与引当金	116,010	88,386
未払事業税	740	2,685
未払社会保険料	15,017	11,333
貯蔵品	2,144	2,071
繰越欠損金	－	58,703
その他	8,343	8,848
小計	142,255	172,028
（固定）		
退職給付引当金	106,261	130,458
繰越欠損金	36,411	－
子会社株式評価損	1,304	1,304
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	111,796	111,796
減価償却超過額否認	9,760	8,540
その他	16	－
小計	265,550	252,099
評価性引当額	△113,100	△113,100
繰延税金資産計	294,705	311,027
繰延税金負債		
事業税中間納付	△25,705	－
繰延税金負債計	△25,705	－
繰延税金資産（負債）の純額	269,000	311,027

２．法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第29期（平成21年３月31日現在）		第30期（平成22年３月31日現在）	
法定実効税率	40.69 %	法定実効税率	40.69 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.41 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	△3.15 %
その他	△0.48 %	その他	△0.68 %
税効果会計適用後の法人税率の負担率	46.62 %	税効果会計適用後の法人税率の負担率	36.86 %

（関連当事者との取引）

第29期（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

１．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱T&Dホールディングス	東京都港区	147,637	持株会社	（被所有）直接 100	経営管理役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期差入保証金	164,903

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	太陽生命保険㈱	東京都港区	62,500	生命保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約(*2)	442,451	未収運用受託報酬	70,152
同一の親会社を持つ会社	大同生命保険㈱	大阪府大阪市	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結 募集販売契約の締結 役員の兼任	投資顧問契約(*2)	234,264	未収運用受託報酬	33,049
							募集販売契約(*3)	583,064	未払手数料	64,588

（注）1.上記（1）～（2）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(*2)投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

(*3)募集販売契約にかかる代行手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

第30期（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	（被所有）直接 100	経営管理 役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期差入保証金	164,903

(注) 1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2.取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等
記載すべき重要な事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報
株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

第　29　期 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)		第　30　期 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)	
１株当たり純資産額	6,598.58円	１株当たり純資産額	6,369.56円
１株当たり当期純利益金額	67.27円	１株当たり当期純損失金額	△196.04円
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	72,824	当期純損失（千円）	△212,222
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	72,824	普通株式に係る当期純損失（千円）	△212,222
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

第　29　期 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)	第　30　期 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)
該当事項はありません。	同左

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

１．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
２．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
３．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下４、５において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
４．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
５．上記３、４に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②出資の状況

委託会社は有価証券届出書提出日現在において、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。

T&D Asset Management (U.S.A.) Inc.（出資比率 100%）
（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント（ユー・エス・エー）インク）
T&D Asset Management Cayman Inc.（出資比率 100%）
（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント ケイマン インク）

③訴訟事件その他の重要事項

有価証券届出書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

住友信託銀行株式会社

・資本金の額　342,037百万円（平成22年3月末日現在）

・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜信託事務の一部委託先＞
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額　51,000百万円（平成22年3月末日現在）

・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名　称	資本金の額 （単位：百万円） 平成22年3月末日現在	事業の内容
東海東京証券株式会社	6,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270	
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307	

（３）投資顧問会社

名　称	資本金の額 平成21年12月末日現在	事業の内容
国泰君安資産管理（亞州）有限公司	500万香港ドル	有価証券等に係る投資顧問業務を営んでいます。
DBS Asset Management Limited	6,400万シンガポールドル	

２【関係業務の概要】

①「受託会社」は主に以下の業務を行います。
　ａ．投資信託財産の保管・管理・計算
　ｂ．委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等
②「販売会社」は主に以下の業務を行います。
　ａ．受益権の募集・販売の取扱い
　ｂ．受益権の一部解約請求の取扱い
　ｃ．一部解約金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
　ｄ．目論見書、運用報告書の交付等
③「投資顧問会社」は主に以下の業務を行います。
　委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受けて運用を行います。

３【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）
平成22年3月末日現在、該当事項はありません。

第３【その他】

１．目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
２．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
３．目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
・金融商品取引法上の目論見書である旨
・目論見書の使用を開始する日
・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
・委託会社の金融商品取引業者登録番号
４．詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
５．届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
６．届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
７．請求目論見書の巻末に、当ファンドの投資信託約款の全文を掲載する場合があります。
８．目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成22年6月25日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ダブルプレミア・ファンドの平成21年4月28日から平成22年4月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ダブルプレミア・ファンドの平成22年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、
その原本は当社が別途保管しております。
2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書(当期)へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成22年6月4日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第３０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の平成２２年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成21年6月26日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ダブルプレミア・ファンドの平成20年4月29日から平成21年4月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ダブルプレミア・ファンドの平成21年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、
その原本は当社が別途保管しております。
2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書(前期)へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成21年6月5日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第２９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の平成２１年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。